

【 会 議 録 】（概要）

日時： 平成26年6月30日（月） 午前9時00分～午前11時30分

会議名	平成26年度第1回越谷市公の施設に係る指定管理者選定審査会
場 所	越谷市役所 本庁舎5階 第2委員会室
議 題	(1) 指定管理者の評価表について ・平成25年度指定管理者制度導入施設における指定管理者の評価について (2) 指定期間満了に伴う施設の指定管理者について
資料等	有
出席者	【委員】 堀越会長、中澤副会長、佐藤委員、橋本委員、山越委員（5名） 【施設所管部職員】 (企画部) 立澤企画部長、中村人権・男女共同参画推進課長、 井上人権・男女共同参画推進課主幹、 (市民税務部) 小船市民税務部長、高津戸市民税務部副参事(兼)市民課長、 鈴木市民課係長 (協働安全部) 荒井協働安全部長、高橋協働安全部参事(兼)市民活動支援課長、 小池市民活動支援課主幹、松崎同主幹、中村同主査 (福祉部) 鈴木福祉部長、竹内福祉部副部长(兼)高齢介護課長、藤城障害福祉課長 (都市整備部) 横溝都市整備部長、平林都市整備部副部长(兼)市街地整備課長、 戸張公園緑地課長、中野市街地整備課主査 (教育総務部) 横川教育総務部長、斉藤教育総務部副部长(兼)生涯学習課長、 小林教育総務部副参事(兼)図書館長、 植田教育総務部副参事(兼)スポーツ振興課長（22名） 【事務局】 利根川企画部副部长(兼)財政課長、佐々木企画部副参事(兼)企画課長、 早山企画課主幹、木村同主査、本田同主事（5名）

内 容	会議録（要旨）のとおり
●決定事項等	<p>・指定管理者の評価については、以下3点を意見とし、意見書については、後日提出する。</p> <p>①「13 越谷市市民活動支援センター」の評価表における施設の利用状況について、市民活動支援センター全体の利用状況が示されているが、中央図書室の利用状況がわかるような記載をすること。</p> <p>②施設の利用者数に対し、アンケートの回収数が少ないものが見受けられる。実施期間、目標とするアンケート数など、アンケートの実施方法について市としての方針を示すこと。</p> <p>③評価点3点のつけ方について、評価の基準に見合っていないと思われる施設が見受けられる。各施設所管課において、評価表を再度見直し、必要に応じて訂正すること。</p> <p>・指定期間満了に伴う施設の指定管理者について、審査会としては原案のとおりで意見なしとする。</p>

会議録（要旨）

司会：企画部副参事(兼)企画課 佐々木課長

1 開会

- ・堀越会長よりあいさつをいただいた。
- ・司会より委員の紹介及び施設の所管部長の紹介を行った。

2 議事

(1) 指定管理者の評価について

- ・事務局より指定管理者の評価方法等について説明した。
- ・各施設の所管部長より【資料1】「平成25年度 指定管理者制度導入施設における指定管理者の評価表」に基づき、各施設の評価について順次概要を説明した。

<質疑・応答>

(A委員) 管理団体の性質について、基本的な市の方針等があれば説明いただきたい。また、その中でも株式会社を指定管理者としている02斎場、13市民活動支援センター、19越谷駅東口駐車場について、株式会社としてのメリット・デメリットについて、施設所管課でどのように考えているのか伺いたい。

(事務局) 越谷市の指定管理者の設定にあたっての基本的な考え方としては、まず、指定管理者制度導入の趣旨として、基本的には競争原理を働かせ、管理コ

ストの縮減や、市民サービスの向上につなげるという考えがある。この趣旨を原則として、施設の設置目的にかなった団体であれば株式会社、NPO等の形態は問わず、指定を行ってきた。

本市では、制度導入前に、100%出資の団体である財団法人施設管理公社に施設の管理運営を行わせ、以前より管理コストの縮減を図ってきた。

市の方針としては、団体の性質により指定管理者を選定するのではなく、指定管理者制度そのものの趣旨に見合った指定管理者を選定するという考え方でやっている。

(市民税務部) 斎場については、PFI越谷広域斎場株式会社が指定管理者となっている。この会社はPFI事業を実施することを目的とし、斎場全般の運営会社や炉の会社、また設備管理を専門とした会社など数社がグループを組んで設立されている。当時、PFI事業者を選定する際に、公募により当事業者を決定した経緯から、現在の指定管理者として選定した。

(協働安全部) 市民活動支援センターの指定管理者は、アイル・コーポレーション株式会社と株式会社オーエンスの共同体である。

株式会社としてのメリットは、中央図書室や観光物産コーナーを併設した複合施設として、全体的に市民活動支援事業を行うという部分で、管理能力や様々なノウハウが活かされている。

株式会社やNPO、また市民活動団体といったそれぞれの団体にメリット・デメリットがあるため、そのデメリットをどのようにフォローし、最終的に施設の設置目的、また役割と機能を十分に発揮していくかが重要ではないかと考えている。

(都市整備部) 越谷駅東口駐車場については、市街地再開発事業により複合的に整備された施設であり、その再開発の権利者で組織された株式会社越谷ツインシティを指定管理者として指定している。複合施設の一つであることから、再開発ビル全体の一体管理が必要となるため、商業施設等との緊密な連携が取れる当事業者を指定した。現在、当初の目的については十分果たされていると考えている。

(B委員) 利用者アンケートについて、施設ごとの実施方法について伺いたい。また、アンケートの中で、16老人福祉センターけやき荘、31しらこぼと運動公園庭球場、34市民プールにおいて、職員の対応や施設の状況等における「不満・非常に不満」の割合が高い理由を伺いたい。

(議長) 利用者アンケートについては、回収数の割合が施設によって0.04%~2.4%と非常にバラつきがある。市として何らかの方針はあるのか。

(事務局) アンケートの質問等については、事務局においてある程度のひな型を提示している。それを基に各施設所管課において施設の特性に応じて項目等を修正し、期間を決めて実施している。

(議長) 集計は各施設で行っているのか。

(事務局) そのとおりである。

(福祉部) 16老人福祉センターけやき荘では、2月14日から28日までの期間で実施した。結果において、「不満」という意見が多いが、老人福祉センター全体として「非常に満足」という意見が少ない状況である。

施設の管理としては、非常に清潔感もあり、使い勝手は大変良いと思われるが、老人福祉センターの利用者はリピーターが多く、施設の状況に慣れてしまい、使用する際に「非常に満足・満足」ではなく「普通」という感覚になってしまっているのだと思われる。

ただし、けやき荘については、設立から相当の年月も経っており、特に浴室において修繕を頻繁に行っている。このことから「不満」のご意見が比較的多い状況となっている。

施設の整備・修繕等については、利用者の声に応じて対応している状況である。

(教育総務部) 31しらこぼと運動公園庭球場アンケートについては、屋外施設のため、一元管理を行っている競技場の事務所に用紙が設置されている。

アンケートにおける「不満・非常に不満」の意見の内容については、テニスコートのネットの高さの調整方法や、用具の使用方法について、説明が不十分であったとの意見を伺っている。

また、34市民プールについては、まず、施設の使いやすさの項目については、冬場、採暖室の温度が若干低いとのご意見と、トレーニングルームにおいて昨年10月に機器の取替えを行ったため、使用方法がわからないとのご意見があった。

次に、施設の整備・備品については、冬にプールの水温が低いとのご意見や、貴重品を入れるロッカーがあると便利とのご意見があった。

総合的な感想の項目については、おそらく市外の利用者だと思われるが、他市の施設では高齢者の方が無料のため、越谷市も高齢者は無料にしてほしいとのご意見があった。

(B委員) アンケートの数が少ないと、不満の割合が極端に表れるので、最低でも1%など、一定の量を確保すべきだと思う。

(C委員) 全体説明の中で、「非常に満足・満足」のご意見については評価をした

との説明があったが、逆に、「不満・非常に不満」の中で職員の対応についての意見があったのが気になった。特に31しらこぼと公園庭球場が6%と他の施設に比べ、特に多いと感じた。

職員の対応改善は、施設の改修や修繕についての意見に比べ、コストがかからず改善しやすい部分である。実態をどのように把握されているのか伺いたい。

(教育総務部) 指定管理者とは年に3回程度、施設の管理運営調査会委員において意見交換を行っている。その中で、職員の対応についても議論になっており、その都度研修等を行うよう指導を行っている。

(議長) 研修については、事業計画書や仕様書に記載されていると思われるが、研修を行っているにも関わらず不満が出たということなのか。

(教育総務部) 基本協定書において「教育及び学習の推進に努めること」とあるが、具体的に「研修」の名称は記載されていない。

(議長) 研修については必ず仕様書等に明記すべきであると思われる。

(A委員) 19越谷駅東口駐車場について、唯一評価点が1点となっているが、この部分について具体的にどのような状況で、こういった部分が水準に満たなかったのか教えていただきたい。

(都市整備部) 駐車場については平成24年6月にオープンし、平成24年度は10ヶ月間、平成25年度は1年度間での比較となるが、利用台数が6万6千台から15万台と大幅に増えている。収益についても2,350万円から3,880万円と増加しているが、収支計画において、1,500万円の赤字が出ている。そのことから、この項目については1点と評価したところである。

しかしながら、利用者については2倍以上の伸びがあり、また今年に入り定期利用者の増加があることから、更なる収益増加に努めていきたいと考えている。

(A委員) 利用者が伸びているとのことだが、駐車場の利用率はどの程度なのか。

(都市整備部) 越谷駅東口駐車場は二輪車を含め駐車台数が全403台あるが、6月1日に行われた国際交流のイベントでは1日の台数が700台を越えた。1日平均換算では1回転強ということである。

平成26年4月より利用料金制度を導入し、入庫30分を無料としたことから、今後のさらなる利用者拡大が見込めると考えている。

(B委員) 13市民活動支援センターについて、22コミュニティセンターと同様、図書室と施設の利用者を分けて表示した方が良いと思われる。

全体説明の中で、中央図書室の設立に伴いコミュニティセンターに併設されている南部図書室の利用者が減少したといった説明があったが、相互のネットワークがどのようになっているのかご説明いただきたい。

(協働安全部) 市民活動支援センターについては、観光物産コーナー及び中央図書室と相互に機能を補完しながら運営を行っており、それぞれの利用者を明確に分けることは難しい。しかしながら、中央図書室が4階、市民活動支援センターが5階と分かれているため、それぞれの階の入室者別に利用者を把握する必要はあると思われる。今後アンケートの実施方法も含め、検討していきたい。

(議長) 利用者は少なくとも4階の中央図書室、5階の市民活動支援センターで分けた方が良いと思われる。また、アンケートについても、どちらで回収したかを分け、分析する必要があると思われる。

(A委員) 複合施設であるため、重複利用もかなりあると思われる。それが駅前の賑わい創出や交流につながるという意味では先程の説明でよいと思う。しかし、中央図書室が、市民の図書館ニーズに応えているのかといった点、また市民活動支援センターが市民活動の質的发展を把握する意味で、行政として施設毎に利用状況等を把握し、それぞれの機能が果たされているかどうかを把握すべきだと思う。

(議長) 竜巻の被害対応を行った施設がある。しかしながら、総合評価において、09新方交流館には記載があるが、04北部市民会館、17老人福祉センターくすのき荘において記載がなかったため、その点は評価すべき点として記載すべきだと思う。

評価点3点のつけ方について、何点か疑問がある。例えば、34市民プールにおいて、⑥その他で、2項目に3点がついている。⑥-2「利用者の個人情報保護が適正に行われているか」については、適性に行われている場合には2点、また⑥-5「労働条件等について適正な水準が保たれているか」についても適性であれば2点であると思われるが、3点をつけた優れた点等について伺いたい。

(教育総務部) 個人情報の保護についての項目では、1つは越谷市情報保護委員会の協力団体として位置づけされており、独自に個人情報保護規定を作成して、個人情報の保護に努めているというところを評価している。

また、労働条件等についての項目は、社会福祉協議会が子育て等の両立を支援する職場管理を整備しているため、埼玉県子育て応援宣言企業として登録をしておる他、多様な働き方の実践企業としても認定されている。

(議長) 個人情報保護規定については、それぞれ団体ごとに規定があつて当たり前であるため、特別評価すべき点ではないと思われる。

それでは、全体として1点目、13市民活動支援センターにおいて、利用者の状況についてももう少し詳しく把握し、評価表の記入方法を変更していただきたい。2点目、アンケートについて、実施方針や方法について市として検討していただきたい。3点目、評価点3点のつけ方について、今一度確認し、誤っているようであれば修正していただきたい。

【決定事項】

- ・ 審査会としては、以下3点を意見とし、意見書については後日提出する。
 - ①「13 越谷市市民活動支援センター」の評価表における施設の利用状況について、市民活動支援センター全体の利用状況が示されているが、中央図書室の利用状況がわかるような記載をすること。
 - ②施設の利用者数に対し、アンケートの回収数が少ないものが見受けられる。実施期間、目標とするアンケート数など、アンケートの実施方法について市としての方針を示すこと。
 - ③評価点3点のつけ方について、評価の基準に見合っていないと思われる施設が見受けられる。各施設所管課において、評価表を再度見直し、必要に応じて訂正すること。

(2) 指定期間満了に伴う施設の指定管理者について

- ・ 【資料2-1】「指定期間満了に伴う施設の指定管理者について」に基づき、越谷市斎場について市民税務部長より施設の概要及び募集内容について説明を行った。

<質疑・応答>

(議長) 申請要項(案)や仕様書について、現在の指定管理者から業務を行ううえでやりにくい点や、内容を変更したいといった意見はなかったか。

(市民税務部) 指定管理者とはPFI事業を含め、話を聞く機会があるが、特に今回の要項(案)について改善点や要望等は何っていない。

(議長) 指定管理者から改善や要望を提案することは難しいため、市から積極的に指定管理者の意見を伺っていただきたい。

(議長) 募集要項(案)及び仕様書と評価表の整合性を図っていただくとともに、今一度現指定管理者に内容等について意見を聞くということで、審査会としては意見なしとする。

- ・【資料２－２】「指定期間満了に伴う施設の指定管理者について」に基づき、越谷市市民活動支援センターについて協働安全部長より施設の概要及び募集内容について説明を行った。

<質疑・応答>

- (A委員) 先程の評価表において、使用料収入が34万円程あったが、その内訳は何か。
- (協働安全部) 市民活動支援センターには活動室が設けられており、その部屋の使用料が主な歳入となっている。また、市民団体の皆様が使用するメールボックスやロッカー、コピー機等についても使用料を徴収している。
- (A委員) 現指定管理者はアイル・コーポレーション株式会社、株式会社オーエンスの共同体ということであるが、それぞれどのような性質・専門性の会社なのか。
- (協働安全部) アイル・コーポレーション株式会社については、施設管理が専門的な会社である。また、株式会社オーエンスについては、主に事業の企画運営等を主体に行っている。二つの共同体については、他の自治体においても指定管理者として管理運営を行っている。
- (A委員) 今回公募とする主旨は、多様なニーズに対応して、市民サービスの向上や管理を効率的に行い、管理経費の縮減が期待できることだと思われるが、アイル・コーポレーション株式会社、株式会社オーエンスの実績等を判断し、特に公募で行うべきとされる理由はあるのか。
- (協働安全部) アイル・オーエンスグループについても、前回指定管理者を指定するにあたり、公募で選定をした。今回も、アイル・オーエンスグループだけではなく、全体的として、施設の管理や協働のまちづくりの理念の中で、自主事業等を行っていただける団体を選定したいと考えている。
- (A委員) 今回指定管理者を募集する3施設のうち、越谷駅東口駐車場については、ツインシティとの全体管理の関係から随意指定がふさわしいと思われる。斎場についても設立段階の特殊性があるが、駐車場ほどの関連性はないと思われる。全体を通して公募と随意指定の選択方法がよくわからない。
- (協働安全部) 市民活動支援センターにおける施設の設置目的は、協働のまちづくり、市民活動団体や地域活動団体の自主的・自立的な活動を支援すること、さらにはボランティアや市民の皆様が協働のまちづくりに積極的に参加できるよう興味をもってもらうことであるため、管理運営において特殊性があるわけではない。そのため、既存の団体でも運営が可能であると考えてお

り、公募により多くの団体に応募していただき、より良い団体を選定したいと考えている。

(A委員) 一度指定管理者として指定されると、ある程度ノウハウも蓄積されるとともに、従業員等を雇用等労務の問題が発生する。業者としては当然継続を希望するし、その点については委託側も考慮せざるを得ない。そのため、随意指定が原則となるのではないかと思われるが、市としては、随意指定と公募の別について、何か方針や傾向等はあるのか。

(事務局) まず、斎場については、指定管理者制度導入以前、PFI事業として建設から管理委託まで特定目的会社SPCに委託しており、許可申請行為の部分のみ市の直営で行っていた。その後、制度が導入されたが、斎場業務のほとんどをこのSPCに委託しているため、事業を連携して行うことを考え、新たな民間事業者にも公募するのではなく、同業者を随意指定している。

次に、交流館については、地元住民の皆さんが管理運営を行っている施設であり、様々なランニングコストを市が直接管理し、負担している。そのため、委託料は概ね人件費のみとなっており、地元の意見を反映しながら管理運営を行うという施設の設置趣旨から、地元協議会を随意指定している。

次に、障害者施設であるこぼと館、しらこぼとについては、利用者が特定されているため、管理運営にあたる職員が何年かで交代するのではなく、継続した指導ができるよう社会福祉協議会を随意指定している。

また、コミュニティセンターについては、指定管理者制度導入以前より、100%出資会社である財団法人越谷コミュニティセンターが管理運営を行っており、先程ご意見でもあった雇用の面、また拠点性の面から他の業者への変更が難しく、継続して委託を行っている。

最後に、総合体育館を含むスポーツ施設についても、指定管理者制度導入以前より施設管理を委託事業として行っている公益財団法人施設管理公社が管理運営を行っており、組織及び職員の継続性の問題を含め、随意指定としている。

このような中、指定管理者制度の根本的な趣旨として、住民サービスの向上、管理経費の縮減のアイデアが、民間の合理性、あるいは民間のノウハウで効果が期待できる施設については、基本的には公募としている。

新設の施設に指定管理者制度を導入する場合には、基本的に公募としているが、特定の会社でないと支障が出る施設については随意指定としてい

る。斎場や越谷駅東口駐車場についてもそのような判断から、今回随意指定として審査会に提案させていただいた。

(C委員) 市民活動支援センターにおいて、委託の趣旨として「協働のまちづくり」と掲げられているが、図書室がその趣旨に沿うのかが疑問である。現在の中央図書室における蔵書数及び図書館司書保有者の配置人数について伺いたい。

市民活動支援センター、観光物産コーナー及び図書室の3つに対応するには、受託者が非常に限られてしまうのではないか。

(教育総務部) 蔵書数については平成24年6月の開設時は約3万冊であったが、平成26年4月現在約5万7千冊となっている。また、司書は7名配置されている。

(C委員) 図書館システムは、本館が図書等の一括管理を行っているのか。また予算上の図書購入費については、中央図書室分はこの委託料の中に含まれているのか。

(協働安全部) 予算についても3図書室含めて本館で一括管理を行っている。蔵書、貸し借りリクエストは全ての施設が共通で行えるようになっている。

(C委員) 図書室は、窓口業務及び施設のメンテナンス、また図書の管理が主な業務であるのか。

(協働安全部) 市民活動支援センターの募集要項(案)の4ページに記載されているとおり、図書室の主な業務としては、①窓口サービス業務、②蔵書管理業務、③中央図書室の管理運営業務、④読書普及活動等業務、⑤選書業務、⑥図書の利用促進する事業、⑦その他の業務である。

(議長) それでは、市民活動支援センターについても、斎場同様募集要項(案)及び仕様書が評価表との整合性を図るとともに、指定管理者に今一度意見を聞くこととして意見なしとする。

- ・【資料2-3】「指定期間満了に伴う施設の指定管理者について」に基づき、越谷市越谷駅東口駐車場について都市整備部長より施設の概要及び募集内容について説明を行った。

<質疑・応答>

(議長) 他の2施設同様に募集要項(案)及び仕様書が評価表との整合性を図るとともに、指定管理者に今一度意見を聞くこととして意見なしとする。

【決定事項】

- ・ 審査会として、意見としてはなしとなった。

3 その他

- ・ 今後の日程について事務局から説明を行った。

4 閉会

- ・ 中澤副会長より閉会のあいさつをいただいた。